

第1638回島根県教育委員会会議 会議録

日時	令和5年9月4日
自	13時30分
至	16時15分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

— 公 開 —

(議決事項)

- 第11号 令和6年度県立高等学校の入学定員について (学校企画課)
- 第12号 令和5年度教育委員会の点検・評価報告書について (総務課)
- 第13号 令和6年度島根県公立学校教育職員人事異動方針等について
(学校企画課)

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

- 第26号 令和5年度9月補正予算案の概要について (総務課)
- 第27号 市町村立学校における校長・教頭・主幹教諭の特例任用について
(学校企画課)
- 第28号 島根かみあり国スポ強化指定校の指定について (保健体育課)
- 第29号 令和6年度島根県公立高等学校入学者選抜について (教育指導課)
- 第30号 令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜における特色選抜の概要について (教育指導課)
- 第31号 令和6年度使用県立高等学校教科用図書採択結果について (教育指導課)
- 第32号 令和6年度使用特別支援学校教科用図書採択結果について (特別支援教育課)
- 第33号 令和5年度全国高等学校総合体育大会・全国中学校体育大会等の成績について (保健体育課)
- 第34号 特別国民体育大会 (燃ゆる感動かごしま国体) の出場種目について (保健体育課)
- 第35号 第47回全国高等学校総合文化祭の成績について (社会教育課)

————— 以上原案のとおり了承

— 非公開 —

(議決事項)

- 第14号 令和5年度教育功労者及び教育優良団体表彰について (総務課)
- 第15号 令和5年度優れた教育活動表彰について (総務課)

————— 以上原案のとおり議決

II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】

野津教育長 池田委員 朋澤委員 河上委員 原田委員 生越委員

2 欠席者

なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

高宮副教育長	全議題
柿本教育監	全議題
中澤教育次長	公開議題
森山参事	公開議題
大場教育センター所長	公開議題
今岡総務課長	全議題
坂本総務課上席調整監	公開議題
清水(慎)総務課調整監	公開議題
清水(明)総務課調整監	公開議題
幸村教育施設課長	公開議題
岡田学校企画課長	公開議題
吉岡県立学校改革推進室長	議決第11号～13号、報告第26号、 第27号
小林教育指導課長	公開議題
石橋幼児教育推進室長	公開議題
岩田地域教育推進室長	公開議題
高倉子ども安全支援室長	公開議題
八束特別支援教育課長	公開議題
徳永保健体育課長	公開議題
土江社会教育課長	公開議題
山崎人権同和教育課長	公開議題
村上文化財課長	公開議題
新田世界遺産室長	公開議題
池淵古代文化センター長	公開議題
舟木福利課長	公開議題
伊藤教育センター教育企画部長	公開議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

福井総務課課長代理	全議題
佐々木総務課課長補佐(人事法令)	全議題
原田総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

野津教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	3件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	10件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	2件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	0件
	その他事項	0件
署名委員	生越 委員	

一 公 開

議決第11号 令和6年度県立高等学校の入学定員について（学校企画課）

○吉岡県立学校改革推進室長 県立高等学校の入学定員について、1の1を御覧いただきたい。

1 定員設定の方針として、令和6年3月の県内中学校卒業予定者は、令和5年3月と比べて、県全体で154名減少すると見込まれている。2ポツ目、各地域の中学校卒業予定者数の増減や近年の定員充足状況等を踏まえ、県立高校の全日制課程で57名の定員減をする。下に表がある。全日制課程を御覧いただきたい。右から2列目、令和6年度、学級数が126学級、対前年で1の減。入学定員が4,923、前年に比べて57名の減としている。なお、定時制、通信制、専攻科については、プラス・マイナスゼロ、増減なしである。

1の5、別紙を御覧いただきたい。二重線、黄色の網かけがしてある列が令和6年3月の卒業予定者数になる。現在の中学校3年生の在籍数になる。一番下の段のところには154名の減、県全体での154名の減が御確認いただけると思う。上から2番目、松江市、ここが対前年で73名の減という形になっている。一番大きいのが松江市の減少という形である。

1の1の資料にお戻りいただきたい。2 入学定員の増減がある高校として3つの学校を挙げている。上の段、松江工業高校、6学科のうち電気科と電子科を統合して学科改編をして5学科へ。入学定員としては40名の減。備考として、先ほど申し上げた松江地域の中学校卒業予定者数は73名の大幅な減があるということである。大東高校、2段目だが、3学級の普通科の学校である。1学級定員を40名から30名にすることによって、30名の定員減、学級数は3のまま維持したいと思う。これについても、備考に書いてあるが、雲南市の中学校卒業予定者数は前年と比べ13名の減という形になる。なお、中学校卒業生数の減と併せて、これまでの定員充足率や入試の倍率等、総合的に判断しての学級減ということになる。矢上高校、普通科が2学級、産業技術科1学級の3学級とも36名とすることで、入学定員を13名増、学級数は3学級で変わらない。これについても備考に書いてあるが、前年と比べ19名の増、中学校卒業予定者数がこの地域で19名増えるということと、これまでの入試倍率が1倍を超える倍率であるとか、定員充足状況が高い状況にあるということと、地元生の受入れを考えたときに定員増が必要だというふうに考えた。

1の2を御覧いただきたい。先ほど申し上げた松江工業高校が学科改編を行う高校となる。電気科と電子科を発展的に統合し、電気電子工学科1学級を新設する。それに伴い、電気科と電子科は募集停止する。情報技術科を情報クリエイター学科に改編するという2

点がある。1点目の電気電子工学科の新設については、1年次には電気電子の分野を横断的に学び、幅広い知識を習得する。2年生から、コース制により、電気電子それぞれの学びを深めるカリキュラムとしている。中学生にとって、電気電子の学びはイメージしにくいと考えている。1年間かけて自分に合った学びを選択できるようにする。また、卒業後の進路、求人状況についても、電気と電子、明確に区別された求人は少なく、多くの求人で電気系という形でまとめられている実態がある。学科の統合があっても十分に対応できると考えている。2点目の情報技術科についても、カリキュラムを刷新し、小・中学校で学んできたプログラミング学習を発展する形で、プログラミングを活用したシステム開発の学びを柱として、情報クリエイター学科というふうに学科名を改めたいと考えている。

なお、1の3、全日制高校の資料として、各学校、各学科の入学定員を表としてまとめている。

1の4については、定時制課程、通信制課程、専攻科の入学定員を表にまとめている。参考として松江市立皆美が丘女子高等学校の定員についても参考資料で載せている。

1の2に戻って、参考として入学者選抜の日程を付け加えているので御覧いただきたい。
○河上委員 1の2の松江工業高校の学科再編について、夏休み中に高校見学のためのオープンスクールが開かれたと思うが、その際には生徒や保護者に対してはどのような紹介の場となっていたのか、教えていただきたい。

○吉岡県立学校改革推進室長 オープンスクールに関しては、従来の学科の紹介になるが、校長のほうから学科改編の可能性があるということは周知しているところである。

———原案のとおり議決

議決第12号 令和5年度教育委員会の点検・評価報告書について（総務課）

○今岡総務課長 資料2ページをお願いします。

本件については、前回の8月23日の教育委員会会議において、別冊でお配りしている資料の報告書中の昨年度の教育委員会委員の活動状況と、教育委員会の特徴的な動きを中心に御説明をさせていただいたところである。その際に、KPI、いわゆる各施策の目標値であるが、この立て方などについて御質問や御意見を様々いただいたところである。改めて、しまね教育魅力化ビジョンについては、今後改定の作業に入る。来年度いっばいで策定を行うことになる。その際に、関係する事務事業のKPIであるとか目標値については、状況などを反映したものとなるよう、また、分かりやすいものとなるよう全体を通じて努

めていきたいというふうに考えている。なお、前回、様々な御意見をいただいているが、これについては今後の施策の参考にさせていただきたいと考えている。

最後に、今後のスケジュールであるが、本日議決をいただいた後、9月県議会定例会へ提出したいと考えているところである。

○生越委員 前回、意見を言うのを忘れてしまったので、2つ言わせていただきたいと思う。

1つは、44ページの国際関係の英語教育のところ、前回、学力テストの結果についての話とも関連しているが、大きな話になるのでこの中の詳しいことについてはではないが、前回、河上委員が、中学校までの英語の授業でコミュニケーション力を図れるはずというお話があったが、実際にはあまりできない、そこは問題だというお話だった。私も中国語を勉強して実際に中国に行って話をした中のことを思い出したのだが、勉強した時にそこそこは何とかなると思っている、実際しゃべる時に、間違ったら恥ずかしいとか、失敗したら笑われるのではないかという思いが先に立ってしまうので、なかなか話せない。だんだんそれが慣れてくると、間違ってもそんなに向こうの人は笑ったりしない、大丈夫だという思いを繰り返して行って、話せるようになるというところがある。これは語学だけではないが、やはり私たちは、何か間違っただけではいけない、失敗してはいけないというふうに教えられてきて育ったような気がしているし、子どもたちにもそういうふうに言っていると思う。私だけなのかもしれないが、言ってきたような気がすごくしている。それを今ここで思って、すごく反省したところだが、多分、今、教育の現場では、そういうふうな風潮を変えていこうというふうになっていると思う。そこで今、フィンランドに失敗の日というのが、多分河上委員のほうが私よりよほど詳しいと思うが、失敗の日というのがあって、失敗を共にたたえ合う、その失敗からいろいろ学んでどんどんチャレンジしていこうという日らしい。それを去年、島前高校が失敗の日チャレンジというのをフィンランドの大使館にもメッセージをいただいたりしてやっているが、やはりそういう空気とか、みんなの姿勢というのが必要なのではないかと思う。教育現場だけではなくて、当然、家庭でも地域でもそういうふうにしていけたら良いと思うし、学校の中でもそういうふうな対応をしていただけたらと思う。

もう1点が、GIGAスクールとかICT教育のところ、それと健康の問題というのは切り離されているような感じがする。文章を読むのだが、健康教育のところにもあまり何も述べられていなかった。29ページに書いてあるが、望ましい生活習慣の確立とか健康

管理の実施状況についてのところにもないが、視力の低下がものすごく今、問題になっている。2021年、去年、一昨年の学校保健統計でも、幼児の約25%、小学生は約37%、中高生になると約60%の子どもの裸眼視力が1.0未満という結果が出ているようだ。それで、日本眼科医会のほうでは、そういうG I G Aスクールというのは目に問題だといって、「ギガっこデジたん！」という、目を視力を何とかしようという小冊子を作った。PDFでダウンロードもでき、インターネットでも見られる。どちらかというと子ども向けだが、ここに目はこんな機能がある、こういうふうにしたほうが良い、大事だというところが書いてある。そういうのをもうちょっと意識してやってほしいと思う。

視力が低下すると何がいけないのか。その後ずっと経過していったときに緑内障とか黄斑変性とか、いろいろ問題になってくる原因になるが、緑内障は今、日本人の中途失明の第1位の原因になっていて、すごく問題になっている。実際、私、患者さんで毎日点眼しないといけない。今、治療法が、ほかにも緑内障とはもっと細かく分かれるが、やはり点眼を毎日しないといけない。もしかしたら視野が欠損し、見えなくなって、今、代替しているので、片目が見えなくて、もう片方の目で補われてしまうので、いざとなったときに本当にいきなり失明ということになったりする危険がある。なので、視力、見えなくなったらもう困るという話ではなく、本当に大変なので、やはりそこはもうインターネットもとても大事だし、これからもどんどん必要になってくる社会になるのだが、目の健康についてもものすごく考えていただきたいと思う。

それから、同時に、別室や自宅で勉強する、オンラインの授業を必要としているお子さんたちも長時間にわたってずっとパソコンを眺めてないといけない。多少抜いている時間があるか、パソコンから目を離す時間はあるかもしれないが、長時間ずっと座り続けていると、体だけではなく心の負担というところがすごく出てくると思う。特に低学年に長時間ずっと座ってこうやって、授業は座っているが、オンラインでまた目を使う、酷使しながらというのはまた状況的にも負担になってくる。コロナ禍のときに大学生がずっとオンラインの授業で、心の不調を来した子どもさんが多かったというのもあったと思うが、やはりそこで、そういったこともぜひ念頭に、頭の隅っこにでも置いていただいて、授業づくりなど計画をしていただきたいなと思った。

○小林教育指導課長 特に先ほどの英語のコミュニケーションに向かう姿勢というのは、こちらの44ページにも記載してあるが、これは令和4年度の状況ではあるが、今年度も松江市内の小中高等学校でこういった研究協力校を3校定めて、英語教育の状況もしっかり

と把握している。特に私どもも現場で指導していた経験を振り返ると、やはり正しい答えをどうしても出さなければいけない、言わなければいけないというところで実際の発信を躊躇してしまうというケースはあったので、現場の状況を捉えながら、また積極的なコミュニケーション活動につながるような働きかけを県教委としてもしていきたいと考えている。

それから、GIGAスクールについては、まずは1人1台端末の活用をとということで、各学校、それから市町村、教育委員会に向けて発信をしているところだが、一方で御指摘があった健康の面で、こういったところも他の課と連携をしながら、注意をしながらこのGIGAスクール構想を進めていきたいと考えている。

○徳永保健体育課長 保健体育課のほうで健康づくり推進室というところがあり、各学校で学校保健計画というものを定めて、それぞれの学校の特徴というか健康課題に基づいて、それぞれ特色のある健康づくりの教育を進めている。私たちとしては、しまねっ子元気プランという学校保健計画策定の手引というものを発行しており、こちらに基づいて各学校が適切な計画を策定して取り組むように支援をしている。学校で健康診断等の結果などを踏まえながら、それぞれ必要な内容に取り組んでおられるが、専門医、専門家の派遣の事業等も準備しており、各学校でメディアの接触での視力低下なども踏まえて、講演会を開いたりとか授業での内容に取り組んだりとかされている状況である。

○野津教育長 先般、養護教諭の先生の集まりと意見交換したが、この視力低下の話と内斜視という内側に斜めに見るという傾向が、今そういう症状が多く出ていると。小さな画面を近くで見るからか内側に寄ってしまっ。そういう問題意識を養護教諭の皆さんが持っており、いろいろ研究していただいている。あまり僕から言っても説得力がない。眼鏡をかけた大人が言っても。問題意識は現場にもあって、対応していかなくてはいけない問題だと思う。

———原案のとおり議決

議決第13号 令和6年度島根県公立学校教育職員人事異動方針等について（学校企画課）

○岡田学校企画課長 資料3の1ページを御覧いただきたい。1 議決事項であるが、方針2件になる。令和6年度島根県公立学校教育職員人事異動方針及び令和6年度島根県市町村立学校事務職員人事異動方針についてである。

2 理由であるが、令和6年度の定期人事異動を行うに当たり、これを正式に定める必

要があるからである。

3の2ページに人事異動方針の案、上段と下段と分けて書いている。教育職員の人事異動であるが、学校の教育活動を一層清新活発にし、本県の教育の進展に資するため、次の各号により厳正に行うとしている。

1から3については、全般的な事項である。1 全県的視野に立ち、適材を適所に配置するとともに、学校の教員組織が適正なものとなるよう配慮する。2 へき地教育については、その振興を図るため、優先的に人材を配置する。3 特別支援教育については、その振興を図るため、適任者を配置するとしている。4、5については、管理監督職についてである。4 管理職教育職員の登用にあつては、勤務実績を十分に考慮する。その際、勤務評価を参考資料として活用するなどとしている。6 他校種等との交流に関するものである。小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の連携により一貫した教育を推進し、教員の資質の向上を図る各校種間の人事交流については、指導力・担当教科等を考慮して適正に行うとしている。7 同一学校、同一地域における永年勤続者についてである。これらの者については交流を図るとしている。8 新規採用については、資質良好で、かつ教育者としての識見と熱意を有する者について、将来の教員組織の適正化を考慮して計画的に行うとしている。9 これらの方針に基づき、実際の細かな点について細則を定め、運用することをまとめている。

続いて、市町村立学校事務職員の人事異動の方針である。1 全県的視野に立ち、適材を適所に配置する。2 同一学校、同一地域における永年勤続者については交流を図る。事務職員については、出雲地区、石見地区、隠岐地区の3地区ごとに採用を行っており、その地区内での異動ということになるが、同一地域、同一学校の勤務が長くなっている者については、交流を図るということである。3 新規採用は、資質良好で事務職員としての識見と熱意を有する者から行うとしている。どちらも教員と異なり、事務職員については人事委員会がテスト試験による採用試験を行い、その作成した名簿から教育委員会として任ずるということになっている。4 教育職員と同様に、事務職員についても詳細について細則を定め、運用するということとしている。

○生越委員 7の永年勤続者について交流を図ると書いてあるが、交流を図るとは具体的にどういうことを指すのか。

○岡田学校企画課長 具体的には異動をしていただくということにはなるが、ただ、もちろん異動をしていただくにも、やはり異動先の都合もある。例えばある教科の先生がここ

に異動してもらいたいが、そこではもう足りているというような状況もあるので、ここの交流を図るといのは、基本的には別のところに動いていただくことを前提として配置を行うということである。

○生越委員 異動ということか。分かった。

○池田委員 人事異動に関しては、ある程度希望を聞くような気がするが、2番目のへき地教育に関して、優先的に人事というのは、へき地の教育に熱心な先生が優先的に行けるというように判断されるのか。

○岡田学校企画課長 優先的に人材配置というのは、細則においてルールとして定めている。何回か教員人生の中で異動があるが、そのうち、例えば市町村立学校では、1回はへき地に行かなければならないということにしていたり、高校についても、教科によってばらつきはあるが、普通教科の方は4回の人事異動、東西をまたぐようなことも含めた人事異動のうち1回はへき地校にというふうに、必ずへき地に人が行かないということがないように人事異動上、運用しているということである。もちろん、希望もきちんと聞いているので、希望もできるだけかなえるということも念頭に置きながら、ルールとしてへき地に人が足りないことがないように運用している。

○池田委員 隠岐ルールというのが、必ずある。

○岡田学校企画課長 隠岐に必ずということはないが、ただ、一つ関連する項目としては、これも教科や方針によってであるが、隠岐限定採用というものがある。隠岐限定採用、石見限定採用、これらで採用された方は隠岐、あるいは石見にずっと勤務をすると。もちろん事務局に来られるような方で例外なんかはあるが、基本的には隠岐でということがある。

へき地については、必ずしも隠岐とは限らないが、隠岐にもたくさん、へき地校があるので、そういったところも含めてへき地校に人をしっかりと配置をしていくということをしている。

○池田委員 隠岐ルールと言ったのは、島前に何年間かは行かなくてはいけないというのが。

○岡田学校企画課長 そういった意味では、まさに隠岐採用であればその中でのルールというのがあるので、隠岐採用の方、例えば他地域勤務というのがあるが、その中で本当は他地域に行ってほしいが、例えば隠岐地域の方であれば御自分の本拠地から離れて、隠岐の中で離れていけば他地域に行ったとみなすと、そういった特例があるので、隠岐ルールと俗に言われているのであれば、そういったことになる。

○池田委員 そういのでやはり残っている、あるということ。分かった。

○朋澤委員 この異動方針にのっとると、島根県内で教員をされる先生方のお気持ちだとか教育にかける情熱とかというのは、全うできるか。

○岡田学校企画課長 県費負担教職員制度というのが県内、一定の広域自治体の中で教育の質、水準の維持を図るということにあると思っているが、こうしてルール化をすることによって、特定の地域に優秀な教育者が偏在するということは、一定解消できているのではないかと思っている。

一方で、特に人の得難い地域については特別な枠を設けたり、特別枠となっている。また、どうしても例えば家庭の都合で石見限定で採用された方が東部にも行きたいということであれば、籍の変更と呼んでいるが、石見の方が全県の枠で受け直すということも可能である。実際に例もある。そういったいろいろな例外も設けながらであるが、ただルールとしてこういったことをきちんと定めることによって、全県での一定の教育の質の維持というところは図れているのではないかと考えている。

○朋澤委員 一定のルールがないと、やはり県内全域に平等にというか、平たく先生方にお願ひするというはやはり難しいと思うので、やはりルールというのはすごく大事だと思う。このように細かく方針を決めていただいてありがたいと思う。

ただ、1点目の聞いたことがあるのは、小さい子どもさんがおられる先生が子育てをする中で、東部の先生が一旦西部に行かないといけないとか、へき地に行かないといけないとかというのが、すごくしんどくて退職したというような話も聞いたりした。学校の中の校長先生が把握をされる状況にもよるとは思うが、本当はどなたも自分が望まれた職業を全うできる人生というか、教員生活を楽しんでいただけるような人生を歩んでくださると良いと思ひながら、今、見させていだいた。

○岡田学校企画課長 もちろんルールであるで、曲げられないところというのももちろんあるが、希望についてはそれぞれの教員のライフステージもあるから、よくよく反映できるようにも配慮をしつつ、厳正にやるところは厳正にやるということで、しっかりとバランスを取ってやりたいと思う。

○原田委員 方針の3の特別支援教育のところだが、この文章はこれでいいなどは当然思っているが、思い起こすと昭和54年に義務化になってからもう四十数年たつわけだが、本当に目まぐるしく大きく良い方向へ特別支援教育が変わってきたことはもう誰もが周知のことであるし、教育委員会もすごくいろいろなことで、人的にも学校設置に努力していた

だいたことは感謝している。

この文言で気になったが、適任者を配置する、で終わっているというところが気になった。なぜかという、適任者を小中高から特別支援学校に、希望を持って来られる方を異動してもらえる、本当にこれはありがたいことで大きく変わってきている。そこで特別支援学校は何をしているかという、校長や教頭やその学校の先生方で、その先生が戻った時に、そこで特別支援教育のリーダーになって、校内で力を発揮してもらうことを何年かかけて学んでもらうことを一緒に体感しながらやっていると思う。今は例えば、高校で通級も始まった。もう目まぐるしく変わって行って、やはり各小中高、幼稚園も含めて保育所も含めて、特別支援に関わる、あるいはそういう思いを持つように、とても大事に人材をつくらなければいけない。

思うことは、適任者を配置するだけで終わらず、戻った後に、その方がリーダーとして活躍していただく、その方を通して小中高等学校の中での特別支援教育の充実や理解や発展を図っていくようなことまで含めた人事異動の方針であってほしいというのが、文言にしろというわけではないが、そこを含めての意見として受け止めてもらえたらありがたいと思う。

○岡田学校企画課長 今、原田委員がおっしゃったのは、他校種から来て特別支援学校で勤務をしている方を念頭に置かれたところかと思うが、この中にきちんと文言としてはないが、今、御指摘いただいたようなところはしっかりと念頭に置いており、例えば小学校では昨年度から特別支援教育担当という枠を設けて採用を始めたが、最初は小学校で勤務すると。中学校はこの同じような仕組みが何年も前からあるが、最初は中学校、小学校で勤務をすると。2校目で特別支援学校に行って、何年か勤務をした後にまた所属の校種に戻って、そこで特別支援教育の中核となる人材になっていただくと、そういったことを意図してこういった枠も始めているが、ここには基本方針ということで、かなりシンプルになっているが、他校種からの交流で来られた方というのは、戻って活躍いただくところまでが我々の期待する効果であるし、そこまでしっかりと見据えた人材育成・配置を行っていきたいと思う。

そして、池田委員から先ほどあった、隠岐ルールのお話だが、補足まで申し上げると、他地域で勤務をするというところについて、例えば生活の本拠地は、これは合併前の旧町村名で管理をしているが、西郷町、布施村、五箇村、都万村が本拠地の方は、海士町、西ノ町、知夫村に行くことで他地域とみなされるというような規定、その逆もしかりである

が、そういったルールがある。

——原案のとおり議決

報告第26号 令和5年度9月補正予算案の概要について（総務課）

○今岡総務課長 資料は4の1ページをお願いします。この補正予算案については、9月定例会で上程をされるものである。

まず、1. 補正予算の概要については、合計欄のとおり、まず一番左側の補正前の額817億2,500万円余を、真ん中の欄、補正額7億9,600万円余を減額して、一番右側の欄、補正後の額809億2,900万円余とするものである。

続いて、それぞれの内訳であるが、続いて4の2ページをお願いします。2. 課別事業別一覧である。まず1番、職員給与費だが、こちらは全額、教育庁総務課のほうで職員給与費を計上している。この職員給与費の減額の主な理由としては、当初予算編成時には人員配置計画等、今年度の4月1日の実態との差、今年度はそれが246人の減ということになり、これに基づいて、再度賞与額などを算定したものである。あわせて、退職者とその補充によるもの、あるいは再任用短時間勤務職員の実績見込みなどによるもの、こういったものの精査をしている。なお、246人の減、これは主には小・中学校の減である。

続いて、教育施設課である。こちらは出雲養護学校雲南分教室であるが、こちら雲南分教室については運動場と体育館がなく、体育の授業等においてスクールバスで移動した上で運動場や体育館を借用している今の状況である。このため、隣接する雲南市所有の土地を借用する形で運動場の整備を進めるための測量や設計等に関して1,200万円余の増額となっている。

続いて、学校企画課については、先ほど説明した欠員の状況を踏まえ、1番から3番については、その対応として、まず一番上1点目、非常勤での教員、非常勤講師の配置を行っている。2点目であるが、非常勤講師が十分に配置できない小・中学校に対しては、教員の負担軽減の観点から、教員免許を持たない校務支援員を配置している。これらの教員の欠員対策として、合わせて6億1,500万円余の増額となっている。

続いて、4番から7番については、エネルギー価格・物価高騰の影響を受けている学校等の電気代を、令和4年度の使用料、前年度の使用量に対して直近の電気料金の単価上昇したものから当初予算計上額を引いたものを影響額として積算をしている。また、同様の考えで実習船についても重大な影響があるということで、合わせて5,500万円余の増額と

いうことになっている。

続いて、4の3ページ、特別支援教育課、社会教育課については、同様にエネルギー価格・物価高騰の影響による電気代の増額をそれぞれ特別支援学校、図書館、少年自然の家分として、それぞれ1,900万円余、500万円余、100万円余の増額となっている。

最後に、文化財課については、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う指定管理料の増減調整についてである。古代出雲歴史博物館において減額の調整、30万円余の減額ということである。

○朋澤委員 4の2の学校企画課の1番、地域人材を活用した指導力等向上事業費のところでは1億補正をしてくださって、おおむね補正後の額は9億になるのかと思うが、この緊急校務支援員さんというのは、大体何人ぐらい、補正後も含めて考えているというか配置をされるのか。また、緊急校務支援員に、校務支援員さんは結構学校におられると思うが、緊急とつくということは特別かと思うのだが、その仕事の内容を教えてください。

○岡田学校企画課長 まず、緊急とつくことも含めての仕事の内容であるが、今年度に入っても常勤の教員がいないというところで、やむを得ず非常勤で対応したところが幾つかある。ポスト数でいうと、本当は常勤の欠員に対して常勤を埋めるべきところを非常勤を配置したポストというのは145ほどある。ここについては、非常勤講師であるので、基本的に教えることだけでその方は携わるので、本当常勤の方が入れれば担うはずの校務分掌であったり、学校の事務的なところを支える人材が必要となる。こういった緊急の状況に対して校務を支援するということが緊急校務支援員ということだが、145ポストあり、実際に何人の方が入られたかというのはまだ今のところ追っていないが、ポストとしては145ある。

この方々というのは本当に様々な業務をやっており、書類の整理であったり、職員への配布であるとか、あるいは児童生徒の見守りのような活動もできるので、例えば給食指導であるとか、あるいは給食を配膳室に持って行って片づけるときに誘導と指示、そういった様々な授業以外のところで活動をいただいている。

○朋澤委員 そういう方はどなたがどのように見つけられるのか。

○岡田学校企画課長 まず校長先生、教頭先生はじめ、先生方がこの方ということをお願いして、例えばそれは地域の方であることもあろうかと思う。保護者の方という例も聞いたことがあり、また引退されたお知り合いの方にお声がけをしていただいたり、本当に

様々な職種の方、ただしこれは、教員免許は要らないので、いろいろな方に関わっていた
だいているというところである。

○朋澤委員 では、学校のほうからの申出により配置があるということと、非常勤を県の
ほうから任命されたりすると、そういう場所、本来常勤であるべきところを非常勤の先生
しかおられないところというのは把握をしておられるので、県のほうからも進言される
ということか。

○岡田学校企画課長 どこに人が入れてないかというのは県としても把握しているので、
学校の申出を受けてというよりも、学校にも人探ししていただくが、事務所であるとか場
合によっては学校企画課も総出で、まずは直近の代替を探すと。どうしても駄目なら非常
勤をと。併せて校務支援員なども探すということで対応している。

○朋澤委員 年齢的には制限があるか。

○岡田学校企画課長 こちらは会計年度任用職員であり、特に何歳までということはない。
ただ、やはり仕事上、子どもと接することも多いので、一定の年齢の方になると厳しいか
なと思うが、特に何か年齢として上限を設けているものではない。

○朋澤委員 分かった。島根県は女性の就業率がとても高いので、このような融通が利く
ような方を探されるのは本当に大変だろうと思って、伺った。

○河上委員 4の2の先ほど朋澤委員からの質問もあったが、この緊急校務支援員、この
春から配置されているかと思うが、実際、常勤の教員が不足しているというところと、そ
して緊急校務支援員を配置されて、実際の現場の声として、今もう1学期終わって、課題
とか評価等、声が上がっているのか。もし上がっていただければ教えていただきたい。

○岡田学校企画課長 網羅的に調査ということではないが、個別に伺って聞いた話として
は、大変助かっているというのが、第一声としてはある。本当は、もちろん常勤が来てほ
しいというのはありつつも、この緊急校務支援員の方がいてくれるだけで、例えば先ほど
申し上げた給食時の片づけなど、誰もいないよりはそういった方が指導して子どもたちか
ら食器なり回収してくれるということで、大変ありがたいという声は聞いているが、一方
で、もう少し長い時間活動してもらえないだろうかというようなことも声として上がって
いる。

○河上委員 先ほどのそういった課題等、今後ぜひ改善していただいて、しっかりカバー
できるように、この配置を十分に生かしていただければと思うので、よろしく願います。

○池田委員 正規職員さんが246人、ほとんど小学校の教員というふうにおっしゃったと

思うが、先頃の学力テストの知事のコメントにもあったが、基本的なことができてない小学校1年生、総合学習や英語をやっている場合かというようなやり玉にあげておられたが、何かしっかりと教えなくてはいけないこと、結局、問題をしっかりと読み込む力が備わっていないというところが多分半分ぐらいしか回答ができないということにつながっているのではないと思う。先生たちが忙しくてそれができていないということにつながってくるのではないと思う。これも多分全国的な問題になると思うが、いつまでこういうことが課題として挙がって、先生が少ない、先生が足りない、忙しいということが、教育の質に関わってくる問題としてあがるのかというふうに思った。

○岡田学校企画課長 教員不足は、島根県では幸いに学級担任がいないというような事態は発生していないが、とはいえ校務運営、あるいは指導上、相当な負担になっていることは紛れもない事実である。今年度も今まさに実施中の教員採用一般選考においては過去最大になる317人規模の募集をしているし、また特別選考の2回目を後日、実施要項が発表になったが、実施をする。あるいは、今後出てくる60歳を迎えた職員の方にできるだけ残っていただくというようなことに努めて、本当にあらゆるできる手段を使って、最低限必要な人材を確保するという、早く正常の状態に戻してまいりたいと思う。

———原案のとおり了承

報告第27号 市町村立学校における校長・教頭・主幹教諭の特例任用について（学校企画課）

○岡田学校企画課長 資料5の1ページを御覧いただきたい。

そもそも特例任用とは何かということからであるが、市町村立学校の校長・教頭・主幹教諭、以下校長等と呼ぶが、この職にあって令和5年度末、今年度末に60歳になる方は役職定年ということで、本来であれば管理監督職ではない職、つまり教諭の職に降格をいただくというのが基本となる。しかし、現在、深刻な管理職不足も生じているので、この役職定年を迎える方で来年度も引き続き校長等として学校経営・運営を行う意欲を持つ者の中から適任者を判断し、特例任用という形で管理職、あるいは主幹教諭としての任用を行うというもの、これが特例任用である。

2 特例任用の必要性・効果であるが、毎年、大量の校長等が退職する一方で、教員の年齢構成上、管理職に向かう30代後半から40代の教員が少ないという状況がある。こういったこともあって、管理職試験の志願者というのは減少をし続けている。こうした中、特

に石見・隠岐地域、その中でも特に小学校においては深刻な管理職不足が続いており、中には中学校の籍の方がやむを得ず小学校の管理職として配置をされたという学校もある。こうした管理職不足は、即効的な対応というのが難しく、管理職として求められる資質能力を備えるには相当期間の経験を要するところがある一方で、先ほど申し上げたように、30代後半から40代の教員が少ないということもあって、短期間で管理職を増やすことは困難である。そこで、実績のある60歳以上の校長等を特例任用することで各学校の組織運営能力の低下を抑えるとともに、経験の浅い校長等への指導助言をしていただくことで、校長等全体として学校経営・運営に係る資質能力の向上を期待するという必要性・効果として挙げている。

3 任用、配置等であるが、役職定年を迎えた後、校長等として複数年勤務を継続する意欲があり、かつ現に校長等として勤務されておられるので、所属校でどうなのかと、すなわち市町村教育委員会教育長の推薦があることを条件としたいと考えている。また、特例任用の校長等の配置に当たっては、この特例任用が現役世代の昇任に支障を来すことのないように運用、あるいは人数等配慮したいと考えている。また、就ける職については①から③に書いているが、簡潔に申し上げれば、現在校長の方は校長以下、現在教頭の方は教頭以下、現在主幹教諭の方は主幹教諭ということを考えている。

4 任用の予定人数は、校長が10から20名程度、教頭5名程度、主幹教諭若干名である。なお、こちら冒頭、市町村立学校と申し上げたが、県立学校は比較的管理職に向かう人材がまだ十分にいたので、この特例的な制度である特例任用を使わず、今回は市町村立学校、小・中学校に限っての運用を考えている。

○朋澤委員 この任用制度を利用して、校長先生を続けられるとか教頭先生を続けられるとなった場合に、給与は別に定めがあるのか。

○岡田学校企画課長 特例任用の場合でも、現役の校長の7割水準となるので、残念ながら、同じ校長ではあるが、給与的な取扱いとしては減額となる。

○朋澤委員 7割というのは、何かの決まりがあるか。

○岡田学校企画課長 これは全体の話であるが、法令、地方公務員法の規定によるものであったと記憶している。今、具体的な根拠資料が手元にないので。

○朋澤委員 社会的にどの職場でも再任用はどこも進んでいるところで、実際、私の職場でも定年後の再任用は当たり前のようにしてきているところだが、やはり給与の定め方というのは、少し下がってしまうというのが現状ではある。教員の中で学校長は、やはりト

ップはしんどいところなので、大変であろうと思いながら聞かせていただいた。複数年勤務を継続するという事は、1年ではないというような中で7割の給与でやっていかれる意思を持ってくださるといのは、何かすごいことだなと思いながら聞かせていただいた。実際やってくださる方があれば良いと思っている。

もう1つ、この特例任用とは直接関係ないが、先ほどの教員不足の事と併せてお伺いしたいのが、今、先生方も定年が年次ごとに延びている中で、教員不足は、また管理職不足は、65歳までの定年が確立したときには少し改善されているような感覚でおられるか。私もよく分からなくて、どういうふうになっていくのかと思って。定年が延びると少し現状は緩和されてくるのではないかと思ったりするが、これはあくまでも予測なので、感覚で結構なので教えていただきたい。

○岡田学校企画課長 まず、給与水準が下がることについてだが、説明で省略したが、5の3ページというところに今回の特例任用と暫定再任用という別の制度があり、この暫定再任用というのは、いわゆるこれまでずっと再任用と言ってきた再任用の方であるが、これまでも再任用という形で校長・教頭等していただいている方がいる。これはもう個別の事例になるが、例えば小規模の学校に配置をすとか、給与水準が下がることに伴ってのできる限りの配慮はしているので、この7割水準というのも当分の間の措置というふうになっているので、その動向を見ながら、ぜひ意欲を搾取というか、意欲ある方を酷使するようなことがないように、そこは気をつけて運用していきたいと思っている。

そして、定年引上げが完成したら事態は好転するかということで、これも単純に考えれば辞める人が減っていく分、残る人は増えていくので改善されると思いたいところであるが、やはりそれは残っても良いと、残りたいと思ってもらえる職場かどうかが重要だと思う。今の制度だと、60歳を迎えた後いつ辞めても退職金の金額は変わらないので、そこで辞めようと思うか、続けようと思うかというのは、特にやりがいであったり、給与と仕事の大変さ、そのバランスによるところかと思っている。できるだけ続けよう、残ろうと思っただけのような職場づくりのためにも、働き方改革は教員不足と表裏一体の関係にあると思っているので、しっかり取り組んでいく。

○池田委員 定年が60歳だった時は、もうゴール、あと1年、2年先のことをモチベーションとしてそこに合わせて、それが61になり64、あと何年だろうというふうに思っていくのだと思う。定年間近の校長先生とか。例えば、燃え尽きてしまうと、まだやるのみたいな気持ちになる先生方も多分おられるのではないかと思う。ただし、今は50歳とか60歳は

まだ働き盛りなので、社会的な情勢がまだまだ頑張ってるというふうには、制度がそういうふうになっていってれば、申し込む人もおられるのではないかなと思う。あと、隠岐で校長先生を退職されて、別の学校の校長ではなくて複式学級の担任になられた先生がおられるが、それは何に当たるのか。

○岡田学校企画課長 まだ、今、御指摘の案件というのは定年引上げの前に生じたことだと思うので、恐らく再任用で教諭として働かれているということかなと思う。燃え尽きというような話もあったが、やはりいろいろな、多様な働き方を提示できることが重要だと思っている。引き続き管理職をやりたいという方もおられれば、ちょっと管理監督はきついが、例えば小学校でも特定の教科に絞って教えることだったらできるとか、あるいは初任者の指導であつたらできるとか、いろいろなニーズがあると思うので、できる限り全体の最適化ということも考えながらも、個別のニーズに沿った働き方ができる限り提供できるやり方を考えていきたいと思う。

○池田委員 初任者の方の指導に係る先生も暫定再任用になるのか、校長先生。複数の学校で再任用。

○岡田学校企画課長 今後、今現職の校長の方は来年度から、普通に定年は61歳になっているので、降任をして、教諭になってそういった職についていただくと。その後は再任用ということで、教諭ということで初任者指導にあたっていただく。

○生越委員 これは今年に限ったことか。来年も、今後もずっとこういう形を取ってやっていこうということか。

○岡田学校企画課長 来年度からも引き続きである。ただ、この特例任用というのは今回初めて出たので、この場で御報告をさせていただければと思う。

○生越委員 分かった。

———原案のとおり了承

報告第28号 島根かみあり国スポ強化指定校の指定について（保健体育課）

報告第29号 令和6年度島根県公立高等学校入学者選抜について（教育指導課）

○野津教育長 報告第28号及び第29号は相互に関係するので、一括して審議する。報告第28号島根かみあり国スポ強化指定校の指定についてを保健体育課、報告第29号令和6年度島根県公立高等学校入学者選抜についてを教育指導課から説明していただきたい。

○徳永保健体育課長 資料6の1ページをお願いします。まず、私から、報告第28号島根か

みあり国スポ強化指定校の指定について説明する。

運動部活動の競技力向上に向けた強化指定については、現在、スポーツ推進重点校という制度で、3年を一区切りとして指定を行っている。現行制度での指定期間は令和3年度から令和5年度までとなっており、今年度が最終年となるため、来年度からはスポーツ推進重点校に代わる指定制度として、2030年の島根かみあり国スポに向けて2030年まで継続して長期の強化指定を行う島根かみあり国スポ強化指定校の制度を創設し、選手の強化に取り組むこととした。

6の1ページは、制度の概要を記載している。上から、1 趣旨については、先ほどの説明と重複するが、2030年の島根かみあり国スポに向けて競技力向上を図るため、重点的に支援する高等学校の運動部等を指定し、強化活動を支援するものである。

2 対象については、国民体育大会の正式競技であり、島根県高等学校体育連盟、いわゆる県高体連に加盟する競技専門部のうち、高等学校の運動部活動において選手強化活動を行う部活動、もしくは県高体連の競技専門部を対象とする。

3 指定の種類については、現行のスポーツ推進重点校は原則1競技につき1つの学校を指定していたが、島根かみあり国スポ強化指定校は、各競技の実態に応じて効果的に強化が行えるよう、4つの指定の種類、型を設けている。

4つの型の詳細については、ページを少し飛んで、資料6の4を御覧いただきたい。種類、型ごとに枠で囲んで記載をしている。4つのうち1つ目は、強化校を一つの学校に限定して、集中的な強化を図る単独型。2つ目は、このページの下、競技力が拮抗する学校が2つ以上あり、複数の学校を指定して強化を図ることが効果的な複数型。3つ目は、資料6の5ページの上の枠の、学校単位で指定するよりも、個人を指定して強化を図ることが効果的な個人指定型。4つ目は、その下、強化の拠点となる学校が県内に限られており、その高校を拠点として他校の選手も含めて強化を図る拠点型。以上の4つを指定の種類としている。このほかに、6の5ページの一番下の枠であるが、強化の主体が高校の部活動にないスケートなどの競技については、この島根かみあり国スポ強化指定校の対象ではなく、社会体育型として社会体育活動等競技団体を中心として強化活動を実施することとしている。

資料6の1ページにお戻りいただいて、4 指定基準について。この指定は、県高体連から推薦があった競技の中から、①から③に記載のとおり、指導者の配置や、今後3年以内に全国大会で上位の成績が見込まれる学校や個人などといった基準に基づいて、県教育

委員会と協議の上、島根県競技力向上対策本部が決定することとなっている。先日、8月の29日に対策本部の会議が開催され、資料6の2ページ、6の3ページのとおり決定された。6の2ページが競技別の記載、6の3ページが学校別の記載となっている。時間の都合上、個々の説明は省略するので、後ほど御覧いただければと思う。

なお、強化指定の制度としては、令和7年度のインターハイに向けた強化指定校の制度があるが、このたびのこの指定の決定で、島根かみあり国スポ強化指定校に指定された場合は、こちらの指定に移行することとなる。また、資料6の2ページの17番のハンドボールや、28番の弓道など一部の競技では、備考欄になるが、指定の種類の記載に複数で米印がついているが、これは複数型が強化の形として適当だとしながらも、現時点で強化校を複数選定することができなかった競技であり、今後、追加で指定を行う予定としている。

資料は再び6の1ページにお戻りいただいて、5 指定期間である。島根かみあり国スポが開催される令和12年度までとして、原則として期間中の変更は行わないこととしている。ただし、特段の事情により変更の必要が生じる場合もあるので、その場合は県教委と協議の上、対策本部において決定することとなる。

6 支援内容については、記載のとおり、全国大会等の実績に応じた経費の助成や指導者の配置、そして、この後の報告第29号に関連するが、スポーツ特別選抜入試の適用などを行うこととしている。

○小林教育指導課長 それでは、資料7の1ページを御覧いただきたい。令和6年度島根県公立高等学校入学者選抜について、主な変更点を中心に御報告する。

1 各学校の選抜実施方法等についてである。(1)推薦選抜、スポーツ特別選抜については別表1に、(3)一般選抜、第2次募集については別表2にまとめているので御覧いただきたい。(2)中高一貫校特別選抜については、飯南高校、吉賀高校で例年どおりの内容で実施する。

2 主な変更点についてである。別表1、別表2もお手元に御準備いただきたい。

(1) 推薦選抜についてである。①新規に実施する学校についてであるが、益田高校の理数科である。募集人員は理数科の定員の10%程度で、選抜方法は書類審査、面接である。実施校、実施学科が35校64学科となる。②募集人員について、昨年度からの変更がある学校についてだが、松江東高校、大東高校、横田高校、三刀屋高校掛合分校、飯南高校、隠岐島前高校、隠岐水産高校の7校で、いずれも入学定員に対するパーセンテージを上げている。これは、令和7年度入学者選抜における特色選抜の実施に合わせ、令和6年度入学

者選抜の推薦選抜についても見直しが図られたためと考えられる。

(2) スポーツ特別選抜についてである。スポーツ特別選抜は、保健体育課が定めた島根かみあり国スポ強化指定校等と連動して実施される。新規に実施する競技及び学校は、資料にあるように9校10競技である。募集人員は、指定競技が1つの場合、各校4名以内、指定競技が2つ以上の場合、総計8名以内で、1競技は4名までとなっている。また、県外生を4名を超えて受け入れることができる高校においては、スポーツ特別選抜においても出願資格の県内限定を撤廃される。その該当校は、昨年までの安来、横田、三刀屋、島根中央、江津、江津工業、浜田、隠岐島前の8校に、大東、隠岐水産の2校を加えて10校となる。

(3) 一般選抜についてである。実施校は、県立高校全日制35校、分校1校、併設定時制課程2校の38校と、松江市立皆美が丘女子高校を合わせて39校である。個人調査報告書と学力検査の比率は80対20、70対30、60対40、50対50、40対60から各校が選び、設定している。

学力検査後の面接等についてである。面接に関して、選抜方法を変更した学校は、そこにあるように3校である。そのうちの情報科学高校、隠岐高校商業科では、面接が廃止された。その主な理由として、一般選抜では、中学校時代にこつこつと努力してきた生徒を書類と学力検査でしっかりと評価したいことと、中学生の中には人とのコミュニケーションを極端に苦手とする生徒もおり、一般選抜ではそのような生徒にも配慮、負担軽減した選抜方法としたいということが上げられる。また、津和野高校では、面接の評点化を5点から10点に上げている。その理由としては、受検者の志望理由や入学意欲等を選考により反映させるためである。その結果、学力検査後の面接を実施する学校が18校、実技を実施する学校は1校となった。

資料7の2ページを御覧いただきたい。(4) 第2次募集についてである。実施校は、令和6年3月14日の公立高等学校入学者選抜の合格発表の時点で欠員が生じた全日制課程及び定時制課程の学校、学科において2次募集を行う。選抜方法の内訳は、個人調査報告書等の書類審査39校、一般選抜学力検査の結果の使用39校、面接28校、作文2校、実技1校となっている。面接において、津和野高校では、一般選抜と同様に面接の評点化が10点に上げられている。

3 今後の予定である。10月上旬に各学校における県外受検生の合格者数上限を公表し、10月下旬に選抜の詳細を定めた令和6年度公立高等学校入学者選抜の実施要綱を公表、そ

の公表を受けて、11月上旬に各高校が募集要項を公表する。以下はホームページに掲載されている主な予定を記載したものである。

○朋澤委員 とても基本的なことでは何うのは恥ずかしいが、こうやって推薦選抜のパーセンテージを上げられるということは、結局、定員割れをしているところを改善したいというところが意図なのか。益田高校において、理数科はここ何年も定員を割ってきたように思う。正確な数字は覚えてないが、昨年度は本当に入られる生徒さんが少なかったようなイメージで、益田の理数科が10%推薦するのかと思い、この変更後の推薦のパーセンテージが上がるということはどういうことなのかというのを教えてもらってもいいか。

○小林教育指導課長 今回、令和6年度入試というのは、令和7年度入試を各校が見据えたパーセンテージの変更が多分にあると理解をしている。後ほどまた改めて説明はするが、令和7年度入試では、各校、総合選抜を、定員の10%から40%の範囲内というふうな形で行う。後ほどまた改めて説明はするが、現行の推薦選抜というのは多面的な評価を取り入れたいという、やはり求める生徒像をベースとした選抜といったところの学校の一つの姿勢の表れというふうに考える。

○朋澤委員 分かった。

○河上委員 選抜方法の中で、面接及びプレゼンテーションということで、このプレゼンについては具体的にどのような内容での選抜制度になるのか。

○小林教育指導課長 プレゼンについては、詳しいところは今後各校から入試要項で示されると思うが、これもやはり求める生徒像に合わせる形でプレゼンテーションを実施し、中学校時代に学んだ内容、それからまた高校で学ぶであろう内容、そういったことを総合的に各学校で詳細な内容は設定されるというふうに捉えている。

○生越委員 6の1だが、支援内容で、全国大会等での実績に応じた強化活動に係る経費の助成というのは、大体幾らぐらい、限度額などがあるか教えていただきたい。

○徳永保健体育課長 まだ、詳細については検討中であるが、全国大会でベスト4とか、次のベスト8とか、そういった成績の段階に応じて、経費の額、それぞれの基準額というものが変わってくるというふうに思っている。

○生越委員 分かった。

○池田委員 国スポは令和12年、7年後。来年の募集で、例えば隠岐水産高校の相撲部に入って、強化指定されていて強くなって、他県から来た子で、その人が卒業して帰ってしまっ、他県から出場したというのは損ではないかと思って。

○徳永保健体育課長 7年後の現在の生徒がどこで出場するかというところは、なかなか見通しが立たないが、卒業後に、例えばふるさと選手で島根にとか、そういった可能性もあるし、島根県に愛着を持っていただけるように高校時代しっかりこちらでチーム島根として、その選手として国体とかインターハイとかいろいろな大会に参加いただいて、島根を愛する気持ちを持っていただけるように高校では過ごしていただけたらと思っている。

○野津教育長 高校の間も切磋琢磨するという環境が、選手競技では大事である。誰か強い人がいると、みんなが引っ張られる。個人戦、個人競技でもそうであるし、チームだと全体が強くなる。経験が積めるということで、仮に他県に出たとしても、全体としては良い影響を残すというのがスポーツの練習。特に若い人を見ていると、環境を整えることが大事。無駄ではない。よそから出て、いざ本番で島根県と対戦して勝たれることが可能性としてはないわけではないが、やはり全体に与える影響というのは非常に良い影響を与えるものだと思う。

———原案のとおり了承

報告第30号 令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜における特色選抜の概要について (教育指導課)

○小林教育指導課長 資料8の1ページを御覧いただきたい。令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜における特色選抜の概要について御報告する。

1 これまでの経緯についてである。令和7年度高等学校入学者選抜の改善方針については、昨年12月の教育委員会会議において議決いただき、同月23日に公表した。その後、今年1月には県内中学校、高等学校の管理職等を対象に改善方針の説明会を行い、保護者及び中学生向けには説明用のリーフレットを配布したところである。今年度に入ってから、令和7年度入学者選抜実施要綱作成委員会を設置して、準備を進めているところである。

2 令和7年度入学者選抜制度の改善方針についてであるが、昨年12月に公表した資料から、主だったところを抜粋して掲載している。(1)目的については、中学生が多様な選択肢の中から主体的に高校を選ぶことができるようにする。生徒一人一人の資質・能力を多面的・総合的に評価する。各高校の教育の魅力化・特色化を推進する、の3つを挙げている。

また、(2)改善方針の概要については、そこに記載のとおりであるが、重要なところのみ申し上げますと、これまでの推薦入学者選抜(推薦選抜)を廃止し、新たに総合入学者

選抜（総合選抜）を実施することとして、中学校等の校長の推薦を必要としない、中学生が自らの主体的な判断で学びたい学校への出願を可能とする入学者選抜を始めることとしている。この総合選抜は、定時制・通信制課程を除く全日制課程全学科において実施するが、募集人員は、大社高校体育科を除き、入学定員の10%から40%程度までで各高校が定めることとしている。また、同じく中学校等の校長の推薦を必要としないスポーツ特別選抜と、飯南高校、吉賀高校を対象とした中高一貫特別選抜を合わせて特色入学者選抜（特色選抜）として実施することとしている。なお、③のところにあるとおり、総合選抜とスポーツ特別選抜については、各高校が、グランドデザインの求める生徒像に基づき出願の要件を定めることとしており、各高校が定める2つ以上の選抜検査、これは面接、作文、学力検査、実技等であるが、これを行い、選抜の資料とすることとしている。

3 特色入学者選抜（特色選抜）の実施方法等についてであるが、本日は別冊子として、「令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜における特色選抜（総合選抜・中高一貫特別選抜）の概要」を配付しており、詳しくはそちらに掲載されている。全体の状況を御説明すると、まずは（1）総合入学者選抜（総合選抜）についてであるが、36校71学科、全日制課程の全ての学科で実施する。募集人員については、大社高校体育科においては入学定員の60%としているが、その他の学校については、多くの学校、学科が上限の40%を募集人員として設定しており、これを仮に令和6年度入学定員合計の5,043人で計算すると、総合選抜の募集人員合計は1,717人となり、入学定員全体の34%となる。この春行った令和5年度入試の推薦選抜の募集人員は入学定員全体の22%であるので、令和7年度は一般選抜の前に行くこの総合選抜の枠が大幅に広がるということになる。また、全学科に共通する出願の要件については、出願する学科を志望する動機や理由が明確で適切であることなど、4つのことを挙げているが、そのほかに、各学校が自校のグランドデザインの求める生徒像に基づいて、特色ある出願の要件を設定している。

例を挙げると、別冊資料の1ページを御覧いただきたい。そこに掲載している安来高校普通科においては、学業に関する選抜では、中学校時代の評定平均値を出願の要件の1つに挙げている。そのほか、部活動等や生徒会、探究活動、地域活動等で中学校における活動実績や活動に取り組む姿勢、態度を要件の1つとして挙げている。また、その下の情報科学高校を見ると、学校のグランドデザインに基づいて、未来探究と名づけた枠を設け、学校独自の要件を設定している。

それでは、資料8の1ページにお戻りいただきたい。一番下のところを御覧いただきたい

い。選抜の資料・選抜検査については、各学校が定める2つ以上の選抜検査を実施することとしているが、全体をまとめると、面接や口頭試問は36校71学科、全ての学校学科で実施する。同じく、作文や小論文については15校28学科、プレゼンテーションは10校16学科、学力検査は21校40学科で実施する。この学力検査については、40学科のうち39学科は教育委員会が作成する共通問題で行うこととしているが、益田翔陽高校電気科は、学校が独自に作成する数学の学力検査を行うこととしている。そのほか、特色ある選抜方法としては、大社高校体育科で実技を実施する。また、三刀屋高校掛合分校では、課題解決ワークショップと題した選抜検査を行い、集団での作業課題の取組の中でコミュニケーション力やリーダーシップ等を評価する選抜を取り入れることとしている。

資料8の2ページを御覧いただきたい。(2)中高一貫教育校(連携型)に係る入学者選抜(中高一貫特別選抜)については、これまでと同様、飯南高校と吉賀高校で面接・口頭試問、作文・小論文の選抜検査を行うこととしている。

(3)スポーツ推進指定校入学者選抜(スポーツ特別選抜)についてであるが、令和7年度のスポーツ推進指定校は、令和6年9月に決定する予定となっている。全学科に共通する出願の要件については、総合選抜で共通の出願要件としていた4つの内容に加え、⑤と⑥に挙げているようなスポーツの活動実績や高校入学後の継続的な活動に向けた姿勢、態度など合わせて6つを要件として挙げている。これらのほかに各学校が定める出願の要件や学校ごとの選抜の資料・選抜検査については、令和7年度のスポーツ推進指定校の決定後に公表する予定としている。

4 補足事項としては、(1)特色選抜の日程等について、令和7年度入学者選抜においては令和7年1月中旬から下旬に行い、追検査は実施しないこととしている。また、先ほども御説明した(2)総合選抜、スポーツ特別選抜における学力検査についてであるが、教育委員会が作成する学力検査については国語、数学、英語の3教科について、各20点の内容を合わせて実施することとしている。検査時間は60分とし、各教科の解答時間の配分は定めないこととする。また、英語におけるリスニングは実施しないこととしている。なお、令和7年度入試においては、益田翔陽高校で学校独自の数学の学力検査を行うこととしているが、この配点、検査時間等については学校で定めることとしている。

5 今後の予定であるが、令和6年7月から10月の間に、令和7年度入学者選抜の基本方針や特色選抜の内容、実施要綱等を発表し、ホームページに掲載することとしている。

8の3ページと8の4ページには、各学校の募集人員(定員に対する割合)と、選抜の

資料・選抜検査の方法等をまとめた表を掲載している。

○原田委員 特色あるというところで、各学校、本当に特色を出していただけて取り組んでいると思う。先ほど河上委員の御質問があったが、やはりプレゼンテーションというのは非常に特色があって面白い取組だと思う。おそらく今後、この内容というのは精査されると思うが、1点、その中でも三刀屋掛合分校でワークショップというのを書いてあり、これもすごく魅力的な感じだと思うが、これについては何かこういった形で行われるかという情報があるのか。

○小林教育指導課長 選抜方法の具体的な内容は、令和6年度に公表することとしている。現時点では概要のみの発表であるが、集団での作業課題の取組の中で、コミュニケーション力やリーダーシップなどを評価する選抜を想定しているということを知っている。

○生越委員 2番のスポーツ推進指定校のところの学校の校長や部活動以外のスポーツ団体の指導者による活動実績の証明というのは、前も伺ったかもしれないが、本人が直接依頼をする場合に、依頼状のようなものを教育委員会のほうで作られて、受検するのにこういう活動実績が必要なので書いてくださいとか、教育委員会の側から各スポーツ施設に、高体連か何か分からないが、そこから民間の団体などに、受検にあたって今後こういう依頼があるかもしれないからよろしくというようなことは行う方針はあるか。

○小林教育指導課長 現在、詳細な内容については、令和7年度入学者選抜実施要綱作成委員会の中で検討しており、今後、御指摘いただいた内容についても詰めていくという流れになると思う。

○河上委員 この特色選抜により入学者枠を大幅に広げられるということは、生徒にとってもチャンスが増えるということでもあり、多様な選択肢の中から生徒が主体的に高校を選んで、また入学後の学びの意欲の高まりも期待されるころではあるが、一般に、中学校3年生のときに生徒、保護者対象の高校説明会というのが開かれていると思う。これが中3のこの春の時期に、大体1学期、夏休み前ぐらいに開かれているかと思うが、そこから高校を具体的に意識するのでは遅いのではないかなとこれまでも思っていたが、もっと早期から、つまり中学校1年生のときから高校を選択することが学びにもつながり、どの高校を選ぶかということも3年間を通してしっかり生徒たちが自分で考えられるような意識改革が必要ではないかと思っており、ぜひ中学1年生からの、1年、2年、3年と全校での高校説明会というのを開かれたほうが良いのではないかという、これは各中学校への提案だが、そのように思っている。

○小林教育指導課長 今回お示ししている令和7年度公立高等学校入学者選抜、この特色選抜の概要の一部は、この教育委員会会議を経て公表する予定にしており、また、それぞれの学年の中学生についての学校説明会というものも各校のほうで工夫をされながら実施されるものと理解している。

○池田委員 松江南高校の探究科学科が、今3年生だが、どのような学びの現状となっているのかというのを教えていただきたい。それと合わせて、島前高校の地域共創科は2年目だと思うが、そこの辺を教えていただきたい。

○小林教育指導課長 松江南高校の探究科学科というのは、もともとは理数科であったが、そこから解消・発展したような形で設置され、2年次に文系・理系というふうな形で分かれていく。その詳細な学びの内容については、詳しく調べて、後日また回答させてもらえたらと思う。

それから、隠岐島前高校についても、これは1年次、いわゆるくくり募集をして、2年次からさらに詳しく分かれていくことになっており、今年度その特色を生かした学びがスタートしたと聞いている。これについても、詳しい部分は改めてお調べした上で御回答させていただく。

———原案のとおり了承

報告第31号 令和6年度使用県立高等学校教科用図書の採択結果について（教育指導課）

○小林教育指導課長 資料9の4ページを御覧いただきたい。ここに、令和6年度使用教科用図書の採択の流れを示しているが、特に高等学校のところを御覧いただいて、資料の9の3ページにお戻りいただいて、詳しく高等学校を抜粋したものをこの上のほうに図示をしている。この流れに沿って教科書の採択を行っている。なお、採択の権限は教育委員会にあるが、高等学校は多様な教育課程を展開しているので、校長の意見を聞いて、すなわち学校に選定を希望する教科書一覧を提出させて、教育委員会の責任において採択することとしている。

資料9の2ページを御覧いただきたい。1 採択の基本方針であるが、これは5月26日の教育委員会会議で議決をしていただいている。これに従って、各学校で文部科学省検定済教科書及び著作教科書の中から、学校の教育方針、生徒の実態等にふさわしい教科書を選定して、7月上旬に採択を希望する教科書一覧が提出された。それを事務局の指導主事が、各学校で編成される教育課程との整合性や、選定過程の公正性等について審査をし、

先般、教育長に決裁をいただいたところである。

また、資料9の3、中ほどにある（参考）というところを御覧いただきたい。教科書採択の公正性の確保について、その対応として、教科書選定報告において各教科書の選定理由を詳しく記載すること、各校で教科書選定委員会を設置し、様々な観点から入念に審議をすること、それから、教科書作成に携わった教員を報告すること、以上の3点を各学校に求めている。特に、教科書作成に携わった教員については、選定機関が行った評価の審議から外し、教科書の選定には関わらせないなどの対応を取ったところである。

それでは、資料9の1に戻っていただいて、1の採択結果を御覧いただきたい。ここには記載していないが、教科書目録掲載総数が1,139あるが、高等学校では、採択替えとして毎年新たな教科書の選定を行うことができるわけだが、今回、新規に採択した教科書が231点、なお、新規に採択したものは全て新学習指導要領の教科書の採択によるもので、現行の学習指導要領の教科書を新規に採択する高校はなかった。また、過年度に採択した教科書のうち377点について、各高校から継続使用の希望があった。以上、島根県としての教科書採択総数が608点となる。

資料9の5を御覧いただきたい。各教科、科目ごとの新規採択教科書点数をまとめている。また、これまでに採択された採択済教科書のうち、継続使用する教科書の点数も載せている。

資料9の6から9の11を御覧いただきたい。ここで、各教科、科目の新規採択教科書の名称と、使用する学校数をまとめている。

また、資料9の12を御覧いただいて、この9の12以降では、過年度に採択済みで、継続使用する教科書の名称と使用学校数をまとめている。今年度の新規採択は、新教育課程用の教科書採択の3年目ということで、新規採択数は昨年度に引き続いて、旧教育課程用の教科書採択より大幅な増加となっている。

———原案のとおり了承

報告第32号 令和6年度使用特別支援学校教科用図書の採択結果について（特別支援教育課）

○八束特別支援教育課長 10の1ページを御覧いただきたい。各校で選定した図書を、以前教育委員会会議でお諮りした基本方針等に基づき、次のとおり採択した。先ほど高校の話があったが、特別支援学校については毎年採択をしている。

まず、1 特別支援学校小・中学部教科用図書についてであるが、最初に（1）文部科学省検定済教科書、これは小・中学校の通常の学級で使用される教科用図書であるが、小学部で155点、中学部で73点採択している。続いて、（2）文部科学省著作教科書であるが、まず視覚障害者用の点字版を現在未定としている。これについては、（1）であった検定済教科書を点字版にするというものだが、今現在、文部科学省が小学部用の発行者、書名等を公開していなかったため、これが公開された後に点数を載せ、また採択事務を行い、教育委員の皆様には御報告させていただこうと思う。その他、聴覚障害者用を7点、知的障害者用を19点採択している。続いて、（3）学校教育法附則第9条による一般図書だが、先日御説明したとおり、これは書店等にあるような図書であるが、そちらのほうを島根県教育委員会選定一般図書一覧に掲載されている図書424点採択をしている。なお、この後、学校教育法附則第9条による一般図書を一般図書と説明させていただく。

以上が小・中学部である。詳細については、次の10の3ページから10の14ページにそれぞれの図書名等を記載しているので、御確認いただきたい。

2 特別支援学校高等部の教科用図書であるが、（1）高等学校用文部科学省検定済教科書、これは高等学校で使用される教科書であるが、122点採択している。続いて、（2）主として専門学科において開設する教科で使用する一般図書を5点。こちらについては、盲学校の保健医療科のほうで使用するものを5点採択している。（3）学校設定教科で使用する一般図書を3点採択している。（4）特別支援学校小学部・中学部知的障害者用文部科学省著作教科書を一般図書として採択しているのが19点になる。（5）知的障害特別支援学校高等部において、文部科学省検定済教科書を一般図書として採択しているのが12点。こちらについては、知的障害の学校で、高等学校の美術とか音楽とかそういったものを、イラストとか絵が多いような教科書を活用しているというような事例が挙げられている。最後に（6）その他の一般図書として476点採択している。内訳としては、先ほども言ったように、島根県教育委員会選定一般図書一覧掲載図書が424点、あと、各校で教育課程に基づき選定した図書を52点採択している。

以上が高等部の採択結果であるが、詳細については10の15ページから10の30ページに記載している。なお、高等部の新生生については、入学者選抜検査後、合格者が決定する2月下旬にもう一度採択するので、3月の教育委員会会議で報告させていただく。

———原案のとおり了承

報告第33号 令和5年度全国高等学校総合体育大会・全国中学校体育大会等の成績について
(保健体育課)

○徳永保健体育課長 資料11の1ページをお願いします。まず、全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイであるが、今年は北海道を中心に7月21日から8月21日まで、約1か月間開催された。その下の表は、8位以上の入賞競技種目、選手を一覧表にしているが、今年も御覧のとおりたくさんの選手が活躍している。そのうち、主な成績について、下半分のところ、カヌーは、毎年多くの種目で入賞しているが、その中でも、22番の男子カヤックフォア500メートルでは、島根中央高校の松本貢輝ブライアン選手、兒島生知選手、吉村颯人選手、河野賢晃選手が見事優勝を果たした。続いて準優勝であるが、2番の横田高校男子ホッケー、6番の柔道の男子個人60キロ級の開星高校、田窪剛共選手、9番の自転車競技、男子4キロメートル速度競走の松江北高校、寺本将輝選手、20番のカヌーの男子カヤックペア500メートルの島根中央高校、植出土虎選手、松本貢輝ブライアン選手、同じくカヌー21番の男子カヤックフォア200メートルは、先ほど同種目500メートルの優勝で紹介した同じ4人、以上が準優勝である。

11の2ページを御覧いただきたい。上半分は、全国中学校体育大会をはじめ、この夏に開催された中学校の全国大会の入賞者である。主な成績については、5番の柔道女子個人44キロ級の開星中学校、富田伊央莉選手が準優勝されている。その下の表は、参考として、ここ数年の全国大会での入賞状況、入賞数を記載したものである。

こうした若者の活躍は、県民に感動や勇気、活力を与えてくれる。御承知のとおり、2年後は地元中国ブロックでインターハイ、また、7年後の2030年には島根かみあり国スポ・全スポが開催予定となっているが、これらの大会で地元選手の活躍につなげていけるよう、引き続き関係機関と連携して競技力向上に取り組んでいきたいと考えている。

そこで、11の3ページに参考として今年度実施している競技力向上の取組、運動部活動の競技力向上推進事業について記載をしている。実施内容については、1 概要のとおり、今後、地元で開催されるインターハイや国スポに向けた高校生の競技力向上を目的として、専門的な知見を有する協力機関との連携による科学的トレーニング及びスポーツ栄養学の考え方に基づくサポートを、協力校に対し今年度モデル的に実施している。

サポート内容については、2 (1) 科学的トレーニングに係るサポートについては、岡山県岡山市にあるIPU環太平洋大学との連携により、選手の筋力等を測定し、自分の身体能力等の現状をデータにより知るとともに、競技種目の特性等に応じて必要なトレーニ

ング等の指導を受け、選手が明確な目標を持った上で、競技力向上につながる効果的な練習やトレーニング等に取り組める環境づくりを目指して取り組んでいる。(2)のスポーツ栄養学に係るサポートについては、島根県立大学及び東部島根医療福祉センターとの連携により、選手の体重や体脂肪率、骨密度等を定期的に測定して、選手の健康管理を継続的に行うとともに、スポーツ栄養学の観点から食事内容や摂取方法等について指導を受け、選手がスポーツ活動に必要な食に関する知識を学びながら自ら実践する力も身につけて、競技力向上やけがなどに強い体づくりを目指して取り組んでいる。

このモデル事業を実施する協力校については、3のとおり、競技力向上に係る各種指定校の状況や近年の大会実績、そして、令和7年度の地元のインターハイの県内開催競技種目などを踏まえ、学校の意向を調査した上で選考し、記載のとおり6校4種目で現在実施している。

そして、この事業の協力機関については、先ほどサポート内容の説明の中でも名前を挙げたが、4に記載の3つの機関に協力をいただいて実施している。

○原田委員 結果で競技名を見ていると、先ほど紹介のあった強化指定校の学校が入っていて、競技の向上が進んでいると改めて思った。1つ、自転車競技のところだが、強化指定は出雲工業高校が強化指定になっているようだが、松江北高と出雲高校の生徒さんは、先ほど言われた指定の種類の中の5の社会体育型というふうに捉えて良いか。

○徳永保健体育課長 自転車競技については、施設等の関係で出雲工業を中心に、出雲工業を拠点として強化をする方法を競技専門部のほうが希望して、そちらを採択している。なので、自転車競技は出雲工業を拠点に他校の生徒も含めて強化をするという方法を取っており、手元に今日資料を持ってきていないが、出雲高校の選手が出雲工業に通って強化に取り組んでいる例があると承知している。

○原田委員 拠点型ということか。

○河上委員 このように多くの生徒が健闘しているというニュース、本当に喜ばしいことだと思う。この2030年の島根かみあり国スポに非常につながる、期待される選手だと思うが、これは全員、県内の生徒さんか。県外の生徒さんもいらっしゃるのか。

○徳永保健体育課長 県内、県外様々で、県外の生徒さんもいらっしゃる。

———原案のとおり了承

報告第34号 特別国民体育大会（燃ゆる感動かごしま国体）の出場種目について（保健体育課）

○徳永保健体育課長 続いて、資料は12の1ページをお願いします。今年のかごしま国体は、本来であれば2020年に開催される予定であったが、新型コロナの影響で延期となり、本年度、特別国体として鹿児島県で10月7日から10月17日までの日程で開催される。そして、それに先立って、9月16日から会期前競技として、水泳、ローイング、ビーチバレーボール、体操、レスリング、ゴルフの6競技が開催されることとなっている。

一覧表は、今年度の中国ブロック大会の結果を記載したものになる。競技種目ごとに中国ブロック大会の順位を数字で各県の列に記載している。各県の数字が丸で囲ってある種目が、ブロック大会を突破した種目となる。また、県単出場と島根県のところに記載がある種目は、予選なしで本大会へ出場する種目となっており、それらを合わせて網かけをしていない白い行の種目が、かごしま国体へ出場することとなっており、今年度は島根県からは合計34種目が本大会へ出場する。

なお、詳細について説明は省略するが、12の4ページの下表であるが、ここ最近の大会のブロック大会突破数や本大会の出場者数などを記載したものである。一番下の枠の総合順位であるが、ここ3大会は40位台が続いている。県では、2030年の島根かみあり国スポに向けて、選手の育成に段階的かつ計画的に取り組んでおり、今年度は育成期の最終年に当たり、総合順位は30位台を目標としている。今回、本大会へ出場する34種目のうち、少年の種目は3分の2以上の23種目を占めている。少年種別の活躍への期待が大きくなっている。

———原案のとおり了承

報告第35号 第47回全国高等学校総合文化祭の成績について（社会教育課）

○土江社会教育課長 資料13の1ページを御覧いただきたい。1 大会の概要及び、2 島根県の参加状況にあるとおり、今回は7月29日から8月4日にかけて、鹿児島県内を会場に21部門で開催され、島根県からは17部門に21校、148名の高校生が参加した。

島根県全体の成績については、13の2ページに実績一覧として記載しているが、その中でも優秀な成績を13の1ページの3 島根県の入賞状況のところにまとめているので御覧いただきたい。（1）演劇部門では、県立三刀屋高校が優秀賞・文化庁長官賞を受賞され、8月27日には第34回全国高等学校総合文化祭優秀校東京公演でその演劇を披露された。

(2) 写真部門では、県立出雲高校3年の石飛結衣さんが文化庁長官賞・最優秀賞を、
(3) 放送部門では、県立浜田高校がビデオメッセージ部門で優秀賞を、県立出雲工業高校が、同じくビデオメッセージ部門で審査員特別賞をそれぞれ受賞された。高校生の皆さんは、新型コロナウイルス感染症の影響により活動が大きく制限され、思うように活動ができず、じくじたる思いを持たれたこともあったと思うが、そのような時期を乗り越え、活動の成果を十分に発揮された結果がこれらの受賞に結びついたものと考えている。

——— 以上原案のとおり了承

—非公開—

議決第14号 令和5年度教育功労者及び教育優良団体表彰について（総務課）

○今岡総務課長 資料14の1ページをお願いします。この表彰は、教育、学術、文化及び体育に関する個人又は団体に功績顕著なもの、又は教育環境の整備について献身的に努力し、その功績が顕著なものについて教育委員会から表彰を行うものである。この表彰の学校教育の分野は、退職された方を対象としている。また、学校教育に限らず、幅広い分野を対象としており、今年度は学校保健、社会教育、人権・同和教育、文化財保護の分野からも選出を行っている。受賞候補者であるが、いずれも市町村教育委員会、県立学校、庁内関係課からの推薦に基づいたものであり、その中から、従事年数や功績内容等を考慮して選考した方々である。

なお表彰式であるが11月7日の火曜日、場所はサンラポーむらくもを予定している。

それではここからは受賞候補者について御説明する。4の(1)学校教育は10名の方々である。いずれの方も小・中学校、県立学校の校長歴のある方である。従事年数や在職中及び退職後の教育分野での功績などを考慮している。続いて14の2ページ、(2)学校保健は7名の方々である。学校医、学校歯科医、学校薬剤師として、長年児童生徒の健康維持に御尽力いただいた方を、従事年数等を考慮して選考している。続いて(3)社会教育の分野は2名と1団体である。まず、中島正一さんは、津和野公民館長や地域コーディネーターとして、地域の活性化に尽力し、社会教育の推進に寄与した功績により選考する。次に河瀬法子さんについては県書道教育連盟 書道誌「開眼」の主幹として、小学生から一般まで広く書道教育の振興に努められ、社会教育の推進に寄与したという功績から選考している。次に、高津地区老人クラブ連合会であるが、こちらは地区の小中学校との

連携した活動を通じて、様々な学習機会を提供し、社会教育の推進に寄与した功績からである。続いて、（４）人権・同和教育分野は１名である。尾村幸行さんについては、県人権啓発推進センターの指導講師として地域における人権同和教育の充実と指導者育成に尽力した功績からである。最後に（５）の文化財保護については１名である。小林准士さんは松江市文化財保護審議会委員、松江市史編纂委員として、文化財保護活動に寄与した功績からの選出である。

———原案のとおり議決

議決第15号 令和5年度優れた教育活動表彰について（総務課）

○今岡総務課長 資料は15の1ページをお願いします。この表彰については、教職員等の意欲の向上や教育振興を図るものとして、平成19年度に設けられたものである。

簡単に制度の概要を御説明すると、まず表彰対象者については、学校に在籍する教職員、教育委員会事務局等に在籍する教職員で構成される団体及び学校である。

続いて、表彰の対象とする取組については、教育活動で他の教職員等の模範となるもの、指導方法の研究開発など、本県教育の充実・発展に資する取組などである。

表彰式については先ほど御説明したものと併せて11月7日火曜日のほうで予定している。今年度の受賞候補者であるが、こちらについては学校12校、個人が5名である。それではここから受賞候補者についての御説明をする。資料は15の2ページのほうをお願いします。まず、学校のほうである。NO.1から3であるが、安来市立十神小学校、社日小学校、島田小学校の3校は、令和4年度に開催された島根県国語教育研究大会・島根県書写教育研究大会に向けて研究実践を積み重ねたため、その取組を評価するものである。続いて、15の3ページをお願いします。NO.4の雲南市立三刀屋小学校は、学年ごとに作成したキャリア教育年間指導計画やキャリアパスポートの活用などにより、児童の将来に繋がる長期的な進路支援に向けた研究に取り組み、生徒指導上の問題の減少や学力の向上にもつながったということである。また、取組成果の普及にも務められ、キャリア教育の充実発展に繋がるものとして評価をするものである。続いてNO.5の雲南市立阿用小学校については公益社団法人日本学校歯科医会が実施する令和3・4年度の「生きる力を育む歯・口の健康づくり推進事業」の指定を受けて主体的に歯と口の健康づくりに取り組むことができる児童の育成に取り組み、その取組が、他の取組の参考になるものとして評価したものである。続いて、NO.6 隠岐の島町立都万小学校は、令和元年度より3年

間、「『主体的・対話的で深い学び』を実現するための授業改善プロジェクト事業」研究校として、子どもたちが自発的に考えて進める学習スタイルの確立や児童同士が関わり合う中で考えを深められる授業づくりに取り組まれてきた。令和4年度からは他教科の科目まで取組を広げられており、各校でも参考になる教育実践として評価したものである。NO. 7の益田市立益田東中学校については、2年生の総合的な学習の時間で令和元年度より「6かる（ローカル）プロジェクト」という、地域への愛着を深め、地域貢献の姿勢を養うための教育活動を継続して実施されている。活動を続ける中で地域からの協力は増え、生徒が主体的に地域に関わろうとしており、他の学校の参考になる取組を評価した。15の4ページをお願いします。NO. 8の安来市立第一中学校については、NO. 1から3の学校と同様に令和4年度島根県国語教育研究大会、島根県書写教育研究大会に向けて、令和2年度から3年度にかけて研究を進めてこられた。全校体制で、生徒の確かで豊かな言葉の力を育むことに尽力され、大会後も、引き続き生徒の進化・充実を図られていることから評価したものである。NO. 9の雲南市立三刀屋中学校である。人間関係や社会形成能力のキャリアプランニング能力の育成をねらい、キャリアパスポートを活用した校区内の小学校との連携などにより、生徒が長期的に自身の変容や成長を自己評価できるように、系統的に取り組まれている。研究大会では、取組や成果を発表されたほか、授業公開により普及に努められ、充実発展に繋がるものとして評価したものである。NO. 10、県立松江東高等学校である。こちらは令和元年度から3年間にわたり、文部科学省の「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」の指定を受けられ、総合的な探求の時間や学校設定科目を中心に地域と繋がる様々な活動を展開されている。事業の終了後も取組を続けられ、学校と地域の連携をより深めておられ、他の参考になるものとして評価したものである。NO. 11、矢上高等学校であるが、こちらは平成25年度より地域課題に着目した探求活動に取り組んでおられる。令和2年度には文部科学省の「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」に採択され、探究活動を含めた地域との連携をさらに進めておられる。長年にわたる取組については、地域課題の解決方法を考えようとする生徒の増加に繋がり、他の学校の参考になるものとして評価したものである。次の15の5ページをお願いします。NO. 12 県立盲学校については、視覚障がい教育への理解啓発のため、長年にわたり様々な活動に取り組んでこられている。「点字ブロックの日」の前後に、JR松江駅で行っている活動や商業施設での作品展の実施、地域の方へのあん摩等の施術など、県内唯一の視覚障がい特別支援学校として行われた活動が、地域との連携や理解啓発につながっていると

いうことを評価したものである。

15の6ページをお願いします。このページからは、個人になる。NO.1の松江市立出雲郷小学校の荒川仁美講師は、常勤講師として長年にわたり教育活動の推進に尽力され、常に問題意識、課題意識をもって教育活動にあたられてきたということである。出雲郷小学校においては、学力向上チームのリーダーとして、子供たちの学力向上に大きく貢献されており、学校教育における姿勢が後進の範となるということを経験するものである。NO.2の松江東高等学校の佐藤秀人教諭であるが、ボート部の顧問として、全国高校総体や全国選抜大会への出場へ毎年導くなど、県ボート協議会に大きな功績がある。平成27年度からは、県高体連ボート専門部の専門委員長を務めておられるほか、小中学生を対象に体験会、練習会の企画・運営をされており、これらの競技の裾野の拡大や選手強化の取組を評価するものである。NO.3の横田高校の伊藤直登教諭は、男子ホッケー部の顧問として、高校が目指す学びの実践に通じるスタイルで指導され、令和4年度に全国高校三冠達成へ導くなどされている。また、全国U18のスタッフとして活動をする一方で、学校では、正担任も務めておられ、部活動指導と担任業務の両方で真摯に取り組まれる姿勢が、生徒にとっても模範となるということを経験したものである。NO.4県立松江ろう学校の川谷芳寿子教諭は前任校で3年間、現任校で5年間、乳幼児教育相談を牽引され、ろう学校のセンター的機能の充実、ろう教育の専門性の維持向上に貢献をされている。幼稚園や小中学校などで研修の講師も務めておられ、これら聴覚障がいへの理解、啓発活動への取組を評価するものである。最後にNO.5の浜田養護学校の日高修司教諭は、教育庁特別支援課在任中に困難と考えられていた「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の県内統一様式の作成に取り組まれている。また、浜田養護学校においては中核的教諭として教育現場全体をサポートされており、これら特別支援教育への貢献を評価するものである。

○原田委員 15の6の1、確認だが、常勤講師の方で、今までこのような表彰受けられた方がいらっしゃったかどうか。

○今岡総務課長 教員を退職後に講師として勤務されていた方で、講師時に受けられた方はいらっしゃる。

○原田委員 講師の方々に励みになるし、あと年齢からしてみても、この方はやはり表彰されるというような夢とやる気を与えるような人選で私はすごく良いことだと思った。

○河上委員 これら受賞された学校の取組は他校への参考になるものと思う。高く評価されるものであるが、他校への周知についてはどのようにされるのか。せっかく良い取組を

されて、他校へはいがかされるのか。

○今岡総務課長 まず一つは先ほど説明したように、知事からの表彰という形で、表彰されるので、マスコミに取り上げられることを期待している。それと合わせて、この表彰の結果については、ホームページのほうに掲載するというようにしている。

○河上委員 例えば、事例集なども、表彰を受けられた学校、各取組の優れた事例集というようなもので、冊子のようなものにして各学校へ周知されるとか。ホームページの掲載という、こちらからホームページを見ないとなかなか周知が行き届かないと思う。せっかく良い取組を各学校されていて、それぞれの学校に参考に、模範になるような事例になるかと思うので広く周知されることを望む。

○今岡総務課長 先ほどホームページでやるという話であったが、確かにこれからこういった取組の展開がより一層進むように、それ以外のところでも積極的に周知する方法を考えていきたいと思う。

○池田委員 公表はいつか。

○今岡総務課長 10月31日に報道発表、11月7日に表彰式の予定である。

———原案のとおり議決

野津教育長 閉会宣言 16時15分